

## 第5章

### アフリカン・ピア・レビュー・メカニズム（APRM）の現状と課題

望月 克哉

**要約：**

アフリカン・ピア・レビュー・メカニズムとは、アフリカにおける自己監視を目的として、アフリカ連合（AU）加盟国により自発的に導入された仕組みであり、政治的安定、経済成長、持続的開発、地域経済統合に資する政策、法制等の推進を目指すものとされている。2002年のAU首脳会議での合意をうけて、翌2003年のアフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）首脳実行委員会で覚書を採択、署名が開始され、2008年までにアフリカ53カ国の半数を超える国々がこのメカニズムを開始した。基本文書とそれに基づく組織体制が整備されている反面、実際のレビューの手續が煩瑣かつ複雑であるとされ、この点で2004年に開始された国別の基礎レビューの進捗はかんばしくない。運用面での遅滞の原因としては、手續的な問題にとどまらず、既存の地域機構を土台とするメカニズムとしての内在的要因が横たわっている。それらを検証する作業を通じて、地域メカニズムとしてのAPRMの現状と課題について考察する。

**キーワード：**

ピア・レビュー AU NEPAD ナイジェリア

## はじめに

アフリカ諸国がその政策などを相互に審査・評価するといった仕組み、いわゆるピア・レビューを導入するに至った契機は何であったのか。アフリカ統一機構（Organization of African Unity、以下 OAU）の時代から、各国の元首が首脳会議につどい、当面する問題やそれらへの対処のあり方を討議してきた経緯があり、しばしば加盟国の政策問題に踏み込む場面もあった。とは言え、それらはアドホックに行われてきたに過ぎず、各国の政策やその内容に立ち入るような仕組みは存在しなかった。むしろ、政治的に微妙な問題ではコンセンサスを重視し、敢えて早急な決着を求めない姿勢をとり続けてきたと言える。

2002年にアフリカ連合（African Union、以下 AU）が設立され、とくに組織面から OAU の活動の大幅な見直しが行われ、その前年に設立が合意されたアフリカ開発のための新パートナーシップ（New Partnership for Africa's Development、以下 NEPAD）とともに、地域統合に向けた新たな取り組みが開始された。とりわけ平和や安全保障、民主主義やガバナンスといった当面の課題を前面に掲げつつ、先進諸国はじめ関係国とのパートナーシップにより持続可能な開発を推進するというアフリカ側のイニシアティブは評価されたものの、各国首脳主体のトップダウン方式による取り組みについては、設立後まもない段階から懸念が表明されてきた。ピア・レビューについても、「抵抗勢力」の存在が指摘され、その実行性には疑問が投げかけられている（大林 2003）。

APRM に対する研究者からの関心は必ずしも高くない。先行研究で早い時期に発表されたものとして Kanbur 2004 があり、その理念や制度を解説しているものの、評価について踏み込んだ議論はなされていない。2005年にガーナとルワンダについて国別レビュー報告書が提出され、その翌年から最終評価が開始されたことで、これらの内容を取り上げた論考が発表されるようになった。たとえば内戦を経験したルワンダについては、2005年11月に国別レビュー報告書が公表され、2006年半ばにかけて審査が行われたが、それらの内容については厳しい見方もされている（Jordaan 2006, 2007）。

日本では、2003年に第3回アフリカ開発会議（TICAD III）が開催されたこともあり、かなり早い時点から APRM に注目する文献があらわれた。その1つが大林編 2003 で、とくに NEPAD に注目したことから、そこで担われることになっていた APRM への論及もなされている。とは言え、レビュー・プロセスが遅滞するなかで、焦点が捉えにくいメカニズムに対する関心は高まらず、その動きをフォローする向きも少ない<sup>1</sup>。本稿では、こうした状況を踏まえて、とくに APRM の実施プロセスを検証することに焦点を置きながら、そ

---

<sup>1</sup> 一例として、外務省のホームページには「アフリカン・ピア・レビュー・メカニズム（APRM）（アフリカにおける相互審査システム）の概要」と題された記事が掲載されているが、その内容は平成 18 年（2006 年）6 月時点のものであり、その後の動きについてはフォローされていない。（<http://mofa.go.jp> 2009 年 2 月 10 日ダウンロード）

の進捗について実施国の具体的な事例にふれつつ見てゆくことにする。とくに注目するのは国別レビューのプロセスとその成果である国別行動計画の実施をめぐる問題点である。

## 第1節 APRM とそのプロセス

### 1. レビューの目的とその諸段階

アフリカにおける自己監視メカニズムとして、アフリカ連合(AU)加盟国により自発的に導入されたAPRMは、政治的安定、経済成長、持続的開発、地域経済統合に資する政策、法制等の推進を目指すものとされている。AU加盟諸国が上述の各分野での経験を共有し、それらに係る好事例(good practice)を見きわめるとともに、能力構築を目的とした政策的介入をも視野に入れたメカニズムである。直接的な担い手となるAU、NEPADばかりではなく、関係国の政府、市民社会を含む民間部門などもこのプロセスに関わることが主目的として謳われており、実際の運用においても、ステークホルダーすべての参画を促す仕組みが準備されている。これらの内容は2002年7月に南アフリカの都市ダーバンで開催された第1回AU首脳会議(第38回OAU首脳会議)で「民主主義、政治的・経済的・企業ガバナンスに関する宣言」とともに採択され、その基本文書(AHG/235(XXXVIII) Annex II、以下AU基本文書)としてとりまとめられたものである(NEPAD 2003a)。

2003年3月のNEPAD首脳実行委員会でAPRMに関する覚書(Memorandum of Understanding、以下MOU)が採択され、参加国の署名が開始された<sup>2</sup>。この手続きを終えて、参加国首脳で構成される委員会(通称「APRフォーラム」)で承認された国々についてレビュー・プロセスが開始される。各国レベル、全大陸レベルの双方で各種のレビューならびに関連手続きが実施されるのだが、それらは以下に述べる5つの段階に整理され、APRMの調整・運営のために設けられた事務局(通称「APR事務局」)との共同作業で進められている。

第1段階：各国レベルで行動計画(Programme of Action)策定の準備段階として、APR事務局により作成された質問票に基づいて、国別自己評価報告書(Country Self-Assessment Report: CSAR)の起草作業が進められる。他方、大陸レベルではAPR事務局が主として

---

<sup>2</sup>MOUを締結した国の数は、当初、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コンゴ共和国、シエラレオネ、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、南アフリカ、ブルキナファソ、ベナン、マラウィ、マリ、モーリシャス、モザンビーク、ルワンダ、レソトの23カ国。2006年にザンビアとスーダン、さらにサントメ・プリンシペが加わり、AU加盟国の半数に近い26カ国に達した。

文献調査により準備したバックグラウンド文書と行動計画草案をもとに、次の段階での作業の指針となるイシュー・ペーパーを作成する。

第2段階：APRMの国別レビューのために任命される調査団（通称「APRチーム」）が対象国を訪問し、資料・情報の収集や広範なステークホルダーとの対話・協議を行う。これらは、第1段階で策定されたスケジュールに則り、かつMOUに準じた形で進められるが、各国の主要なステークホルダーとの対話、行動計画草案についての議論、あらゆるステークホルダーとのコンセンサスの形成がポイントとなる。

第3段階：APRチームによる報告書のとりまとめであり、この作業は上述した訪問の結果について、APR事務局が事前に行った文献調査と対照させつつ行われる。行動計画の改善に向けた勧告が焦点となる。この国別レビュー報告書は、まず当該国政府に提示され、その対応ぶりもコメントとして報告書に付記されている。

第4段階：国別レビュー報告書が、APR事務局を通じて、有識者で構成される委員会（通称「APRパネル」）に付託され、その検討を経てAPRフォーラムに対し報告書についての勧告がなされる。これを受けてAPRフォーラムが報告書の検討を行い、そこでの決定につき同フォーラム議長からレビュー対象国の首脳に通知がなされる。

第5段階：最終報告書の公表とこれに係る行動である。これはアフリカ地域ならびにサブ地域の関係機関に対する通知がねらいであり、AUの首脳会議、パン・アフリカ議会、主要委員会のもとより、レビュー対象国が各サブ（亜）地域で加盟している地域機関に対しても通知がなされる。

これら5つの段階を踏んで、ようやくAPRMのプロセスにおける最初のサイクルが完結することになる。このサイクルを終えるまでにレビュー対象国は多大なエネルギーを費やすにもかかわらず、それらのフォローアップを求められることから、各国の負担はさらに増える。なかでも行動プログラムの進捗状況については、期限を切ってチェックがなされる仕組みになっており、そこでもAPR事務局が大きな役割を担うものとされている<sup>3</sup>。このプロセスの複雑さを次節で確認しておくことにしたい。

---

<sup>3</sup> 南アフリカ政府は、国別レビューを実施するにあたって国内向けに作成したAPRMの解説文書の中で、このフォローアップを「第6段階：進捗の継続的評価」と位置づけており、行動計画についての国別支援ミッション（Country Support Mission）による進捗状況のレビューが明記されている。

## 2. プロセスの実態

AU 基本文書がレビュー・プロセスについて想定していたのは、まず APRM 加盟諸国が時限的な行動計画を立て、それぞれについての国別レビュー (country review) を 18 ヶ月以内に完了するというものであった。当初の発想はきわめて野心的であり、つごう 4 つのタイプのレビューの実施が謳われている。国別レビューを完了した国については、2 年ないし 4 年ごとに定期レビュー (periodic review) を行うものとし、それら以外に当該国が要望すれば任意のレビューの実施も可能とされている。また、首脳会議の要請を条件として、政治的ないし経済的な危機に直面した国々に対するレビューを行う余地も留保されており、これを本稿では便宜的に緊急レビューと呼んでおくことにする。

これら一連のレビューのなかで、2004 年に開始されたものが国別の基礎レビュー (base review) であり、これは現在も進行中である。ガーナをはじめ少数ながら完了した国々があり、APRM を担っている NEPAD 事務局などはその成果を自賛しているものの<sup>4</sup>、本稿の冒頭でルワンダについて紹介したように、報告書の内容に対して厳しい見方があるのもまた事実である。実際のレビュー・プロセスはきわめて複雑であり、まずこの点から検証してゆくことが必要であろう。以下ではナイジェリアに対する国別レビューを事例として、レビュー作業の一端を見ておくことにしたい。

2005 年 3 月 21 日から 24 日まで、国別レビューの対象国とされたナイジェリアを APRM 支援ミッションが訪問し、同国の自己評価作業ならびに国別行動プログラム起草について、その進捗状況の点検を行った<sup>5</sup>。APR パネルの副議長に率いられたミッションには、APR 事務局長をはじめ AU / NEPAD の関係者、さらにアフリカ開発銀行、アフリカ経済委員会、その他の関係機関からの専門家も参加している。

まず、ナイジェリアで APRM 関連事項についてのフォーカル・ポイントに指定されている連邦官房長官 (Secretary to the Government of the Federation) からのブリーフィング・セッションが設定されて、ナイジェリアの取組状況が説明された。実質的にレビュー作業を取り仕切るポストとしてはナショナル・コーディネーターが任命されており、その下に主要なステークホルダーで構成されるナショナル・ワーキング・グループ (APRM 中核文書で言うところの「ナショナル・コミッション」に相当) とスティアリング・コミッティが設けられているほか、それらをサポートする事務局も存在している。しかしながら全体に政

---

<sup>4</sup> NEPAD 事務局が、そのホームページ上でリリースしている NEPAD News の 2007 年 5 月 16 日付けの記事は 'GHANA, A Model For APRM' と題され、APRM 事務局長を引用する形で、最初にピア・レビューを完了したガーナの報告書から同国の好事例を学ぶことができると強調している。( <http://www.nepad.org/2005/news/> より 2009 年 2 月 10 日ダウンロード )

<sup>5</sup> 支援ミッションの活動内容は、ミッションとレビュー国フォーカル・ポイントそれぞれの責任者が署名したコミュニケの形で文書化されている。( 'The African Peer Review Mechanism (APRM) Support Mission to Nigeria 21<sup>st</sup> to 24<sup>th</sup> March 2005' )

府色が濃いことは明らかであり、同セッションでの議論の結果、以下の2点について合意がなされた。

- ・ ナショナル・ワーキング・グループに市民社会の集団を取り込むべく、グループを拡大すること
- ・ グループ議長として非国家主体を任命すること

次に、ナイジェリア国内で自己評価作業を担っていた研究機関（Technical Research Institutes: TRIs）とのワーキング・セッションがもたれた。APRMの4分野を分掌する10機関は、同国の6つの地勢学的ゾーンにも配慮した形で選ばれており、とくに社会・文化的背景を異にする北部と南部それぞれに所在する機関を、分野ごとにセットで選定したことが特徴と言える。同セッションでの合意事項は次の3点であった。

- ・ 調査研究はアカデミックな作業ではなく、政策ないしプログラムを志向したものととして取り扱われるべきこと
- ・ 自己評価報告書における客観性と、技術面での健全さを確保する重要性を認識すること
- ・ 時間の重要性を意識し、タイムリーな成果を確保すべく方法論を調整すること

さらに時間をかけたのが、各ステークホルダーとのインタラクティブ・セッションであり、同国で汚職対策を担う諸機関、法務当局はもとより、国民議会や省庁、さらにビジネス・コミュニティとのあいだでもセッションがもたれている。このうち国民議会については、AUやNEPADほかアフリカ域内協力を担当する国民議会・下院のアフリカ協力・統合委員会とのあいだでセッションがもたれ、次のような諸点について合意がなされた。

- ・ 国会議員が本プロセスに全面的に取り込まれるべきであること
- ・ APRMを制度化するための立法措置が必要であること
- ・ 予算手当ならびに資源配分を通じてAPRMのオーナーシップを確保する必要があること
- ・ APR事務局に自己評価報告書ドラフトを付託するに先立ち、その批准のため国民議会に付託すること

支援ミッションの活動のなかで注目すべきものの1つが「オープン・フォーラム」であった。上述したとおり、市民社会をはじめ、より広いステークホルダーの取り込みがポイントとされていたが、2005年3月23日に開催され、およそ200名が参加した「オープン・フォーラム」で、それが部分的とは言え実現した。ただし、主たる目的はAPRMの進捗状況についての周知と啓発であり、同メカニズムの推進母体であるNEPADの活動とあわせて論じられている。それを示唆するのがコンセンサスとして記録された次の諸事項であっ

た。

- ・ NEPAD と APRM についての情報周知と一般大衆の強化が必要であること
- ・ 適切な立法措置を通じて NEPAD と APRM の実施における持続可能性と継続性を確保すること

このミッションをめぐる一連の動きの中では、注目すべき発言がいくつかなされている。まず、ミッション側のコメントのなかで「APRM が自発的メカニズムであり、レビュー実施国にとってのスコア・カードもしくは援助コンディショナリティと見なされるべきではない」と強調していることである。レビューを実施済みの国々はもとより、実施中の国々においても APRM のレビュー結果の取り扱いに対する疑念は払拭されておらず、それが作業の遅滞を引き起こす一因でもあった。サポート・ミッションとしては、なによりもまず作業の意義を確認することによって、レビューそのものの促進をねらったものと思われる。

もう一つ、ミッションの表敬時にナイジェリア大統領からなされた注目すべき発言がある。同大統領は、ミッションに対して「APRM はアフリカ諸国の指導者にとって目新しいものではなく、むしろ首脳間でしばしば行われてきたインフォーマル・ピア・レビューをフォーマル化する方策である」と言い切った。実際、アフリカ統一機構（OAU）の時代から首脳会議は最高意思決定機関として君臨し、そこではアフリカ諸国が当面する問題が議論され、それらの解決に向けた政治的意思が表明されてきた。そのプロセスにおいては、域内での紛争問題をはじめとして加盟国の行為を俎上に上げることも少なくなかったのも事実とは言え、内政問題に踏み込めず有効な対処ができない場面も多々あった。上述の大統領発言には、首脳主導で進められてきた OAU 以来の問題対処の原則が引き継がれていること、少なくとも首脳にはそうした認識があったことがうかがえる。この点は、ピア・レビューをめぐる問題点とも深く関わっている。

## 第2節 ピア・レビューの結果とこれをめぐる問題点

### 1. 国別レビューの成果とその活用

APRM の第一段階と言える国別レビューの成果として、まず挙げなければならないのは国別報告書（Country Review Report）である。研究者の関心を喚起したルワンダの報告書を例にとれば、本文が 140 ページ、これに加えて国別レビューの第 3 段階でルワンダ政府から出されたコメントと、同国の行動計画が付録として掲載されている。構成は先行したガーナの国別報告書と同様で、イントロダクションにおいて報告書作成に係る APRM の手続きと報告書の構成が述べられたのち、対象とされた 4 分野それぞれに 1 章を割いてレビュ

一結果が整理されている。この報告書の内容について厳しい見方をされているのは「民主主義と良い政治的ガバナンス」の部分であり、APRM で設定されたいずれの基準( standard ) やクライテリアについても一定の評価をする書きぶりになっているために、問題点が見えてこない。結論章に掲げられた懸念事項についても同様の印象があり、これは APR パネルの責任で出される報告書ゆえの制約ないし限界と言えるのかもしれない。

とは言え、国別行動計画とその実施をめぐるレビュー対象国の姿勢は概ね前向きである。たとえばナイジェリアが策定した国家行動計画( National Programme of Action: NPoA ) は、2008 年 12 月に正式にリリースされ、翌 2009 年からの実施が予告された。12 月 10 日の政府発表は、NEPAD 担当の大統領特別顧問により、財務省の担当官を伴って行われた。両者とも NPoA 実施のメリットを強調し、これが政府の方針であることを印象付けた( *Daily Trust*, 11 December 2008 )。そのなかで当面の実施における目途が 2009 年 6 月に提出する上半期報告書であることが明言され、そのための実績づくりが示唆されている<sup>6</sup>。予算措置については、これに先だち 2008 年 11 月段階で予算規模が公表されており、総額でおよそ 5220 億ナイラ( 約 45 億ドル)に上り、歳入実績の 2 割を目途にしたことが示唆されている( *This Day*, 10 November 2008 )。もとより関連予算を積み上げたものではあるが、通常予算を補完するとの発言も同時になされており、この点にも政府の意思があらわれていると言えるであろう。

しかしながら問題は、国別報告書に基づく行動計画の実施により、APRM 本来の目的である各分野におけるガバナンスの改善がどれほど進展するかである。上述のルワンダやナイジェリアの例からも分かるとおり、レビューの成果である報告書と行動計画には当該国政府の事情が色濃く反映している。当該国にとって微妙な問題について報告書はあまり突っ込んだ書き方をしていない。また、行動計画が政府主導の施策として実施されてゆくとすれば、現政権が遂行中の計画に埋没してしまう懸念もある。実際のところ、国別レビューの過程では、国別報告書のボリュームをはるかに上回る報告が APR チームによりなされており、さまざまなステークホルダーから提示された論点は膨大なものであったことは想像に難くない。実際、ナイジェリアについては実に 380 ページに上る報告書が提出され、そこでは同国の腐敗をめぐる問題なども取り上げられたことが報道されている( *The Punch*, 3 June 2008 )。ガバナンス状況の改善という観点からすると、政府にとって不都合な事実の洗い出しがなされたにもかかわらず、それらが何らかの配慮から論点として落とされ、あるいは表現が弱められた可能性も否定できない。これこそ国別報告書に対して論者たちが

---

<sup>6</sup> 筆者は、ナイジェリアの行動計画における実績づくりの一環となるであろう、APRM を冠したワークショップに出席する機会を得た。同国の国民議会に係る調査研究を実施している National Assembly Institute が主催し 'Workshop on Managing Parliamentary Committee Events' をテーマとして、20 名余の委員会事務局員を召集した 2 日間にわたる研修であった。国民議会の、とくに委員会活動をめぐるさまざまな問題や対応策が取り上げられ、しばしばガバナンスにも議論が及んだが、APRM への直接の言及はなされなかった。

懸念を表明している問題点であり、それは国別行動計画にも影響を与えずにはおかない。

## 2. APRM をめぐる問題点

ここでは地域メカニズムとしての APRM の今後を考える上で、留保しておかねばならない2つの問題点について、とくに安全保障問題への対処を念頭において指摘しておくことにする。いずれもが APRM の実施主体である AU の本質に係るもので、これらを踏まえた対処がなされなければ、ピア・レビューがそのモメンタムを失うばかりではなく、APRM としての機能不全にもつながりかねないと思われる。

その1つは、OAU から引き継がれた AU の機構運営とその組織体質で、その点では間接的ないし背景的な要因と言えなくもない。改めて言うまでもなく、OAU はその創設当時国連が推進していた地域的取極( regional arrangement )により組織化された地域機構である。当時としては域内国を包括する機構として画期的なものであり、それゆえに国連の場で数の力を発揮できたことも事実である。ただし、こうした機構を長年にわたり維持してきた背景には、加盟国政府のあいだの暗黙の了解があった。OAU には内政不干渉原則に則った首脳間の政治的意思の統一を前提として機能してきた経緯があり、首脳のコンセンサスがあればいち早く行動し、組織・制度が立ち上がるものの、ひとたび首脳間に意見の相違が生じればそれらの機能は低下し、組織・制度としても名ばかりのものになりかねない。APRM の現状は、こうした懸念を裏打ちするものである。

この加盟国首脳主導の運営という、いわば「古い体質」が AU にも引き継がれることになった。その一例は、平和安全保障理事会( Peace and Security Council: PSC )が期待通り機能していない現状であり、首脳会議の陰にかくれて十分な役割を果たしていない。そもそも国連安全保障理事会の抱える構造的問題を克服しようとした PSC 自体が、常任理事国をおかず、地域バランスとローテーションにより15カ国という多数の理事国による運営をめざしたことにより、かえって OAU に内在する矛盾を受け継ぐことになってしまった。落合 2003 が「1990年代の OAU の地域安全保障イニシアティブは、アフリカ自身がアフリカの紛争問題を解決するという姿勢を域内外に鮮明に示し、アフリカを包括する地域機構としての OAU への信頼と期待、あるいはその求心力を一時的に高めることにはある程度成功したものの、実際の紛争対応レベルにおいては目立った成果は挙げられなかった」と結論付けているとおり、現在の AU も同様の問題を引きずっているといっても過言ではない。

もう1つ指摘しておきたいのは、APRM 運営における二重性に係る問題点である。アフリカ連合(AU)設立にあたり、「全体としてはアフリカ統一機構憲章を基礎として OAU を継続発展させ、OAU の機構を EU をモデルとして AU の機構に転換することになった」(川端 2003)とは言うものの、機構の全般についてそうした転換が行われたとは言い難い。むしろ、国際的に評価されている機能を取り込もうとするあまり、AU 組織が肥大化して、

責任系統にも混乱をきたしている。上述の PSC の運営をめぐる問題はその典型である。同様のことは APRM についても言え、そのメカニズムとしての運営母体は NEPAD であるにもかかわらず、APRM を推進し、その成果を活用する責務を担うのは AU とされている。活動拠点を異にする両者のあいだで、APRM 運営をめぐる矛盾や対立が生じつつあり、それらが地域メカニズムとしての有効性を損なっている一面があることを指摘しておきたい。

たとえば、安全保障分野での取り組みについても両者の役割の重複は顕著である。NEPAD にはすでに平和・安全保障イニシアティブが存在しており、そこには次のような 3 つの要素が含まれている。これらは APRM が指向するガバナンス改善にも資するものではあるが、NEPAD の活動として直接的に結びつくものではない。

開発と安全保障のための長期的条件を推進すること

早期警戒のためアフリカの諸制度における能力構築を行い、同時に紛争の予防、管理、解決のための能力を拡大すること

リーダーシップの発揮により NEPAD の核心的諸価値に対するコミットメントを制度化すること

さらに平和・安全保障分野での NEPAD の役割は、いわば紛争管理の分野で突出している。アフリカの能力構築を目的に掲げつつ、既存の（準）地域機関の制度強化を図ることを前面に掲げながら、次の 4 つの分野を取り組みの対象として活動を展開しようとしている。

- Prevention, management and resolution of conflict
- Peace-making, peace-keeping, peace enforcement
- Post-conflict reconciliation, rehabilitation and reconstruction
- Combating illicit proliferation of small arms, light weapons and landmines

こうした NEPAD における問題解決指向の取り組みのなかに APRM をどのように位置づけてゆくか、この点を AU との関係性を視野に入れつつ調整してゆくことが求められるであろう。

## おわりに

APRM が実質的に機能しはじめたのは 2005 年以降のことであり、ピア・レビューを中核にすえた試みのなかでは比較的新しいものと言ってさしつかえあるまい。NEPAD を母体にして創設されたアフリカの地域メカニズムとして、域内における問題の緩和・解消のための方策として期待が大きい反面、その仕組みや手続きの複雑さゆえに進捗を危ぶむ向きもあり、すでにいくつかの問題点が顕在化しつつあることを敢えて指摘しておきたい。これらの点を確認するねらいもあり、とくに国別レビューの実施プロセスに焦点をあてて予

備的な考察を行ってきた。

現状では、このメカニズムを積極的に受け入れた国々が、APR 事務局ほかとの協調により国別レビューを推進してきている。国別報告書などレビューの成果について厳しい見方があるとは言うものの、そのプロセスで当該国が得てきたものも決して少なくはあまい。問題は、それらの成果を今後のプロセスでどのように活用してゆくかなのだが、行動計画の実施局面に入った国々も当面の手続きに汲々としており、新たなサイクルのなかで定期レビューに加えて任意のレビューを実施するとは思われない。

しかしながら当面の課題とは言えるのは、まず APRM に参加した国々のレビューを終え、未参加の国々にこの仕組みをひろげてゆくことであろう。自発的メカニズムであるがゆえに、本来であれば最もレビューがなされてしかるべきジンバブエのような国への十分な対処がなされていないのが現状であり、プロセスの受け入れを表明している国々の中でも、たとえばスーダンに対するレビューが今後どのように展開するのかは注視してゆく必要がある。

ピア・レビューという仕組みのメリットを参加国にアピールすることは、決して容易ではない。すでにそうしたメカニズムを受け入れ、そのサイクルに入っている国々にしてから、大きなメリットの認識の上で制度に参加しているとは言えないのではないだろうか。むしろ、そうした枠組みに加わるメンバーとしての義務ないし責務として受け入れているというのが現実ではないか。その点からすると AU 加盟国を対象とした地域メカニズムとしての APRM を各国が受入れる余地はある。地域機構としての AU の「古い体質」を逆に利用することもひとつの方策と言えるのかもしれない。

#### 〔参考文献〕

##### < 日本語文献 >

大林稔編 (2003) 『アフリカの挑戦』 龍谷大学社会科学研究所叢書第 51 号、昭和堂。

大林稔 (2003) 『NEPAD はアフリカの未来をひらけるか』、大林編『アフリカの挑戦』、pp.2-20。

落合雄彦 (2003) 『アフリカにおける地域安全保障イニシアティブの新潮流』、大林編『アフリカの挑戦』、pp.254-277。

川端正久 (2003) 『アフリカ・ルネッサンス 21 生起の針路』 法律文化社。

< 外国語文献 >

Jordaan, Eduard (2006) 'Inadequately self-critical: Rwanda's self-assessment for the African Peer Review Mechanism,' *African Affairs*, vol.105 No.420, pp.333-351.

----- (2007) 'Grist for the sceptic's mill: Rwanda and the African Peer Review Mechanism,' *Journal of Contemporary African Studies*, vol.25 No.3, pp.331-343.

Kanbur, Ravi (2004) 'The African Peer Review Mechanism (APRM): An assessment of concept and design,' *Politicon* (South African Journal of Political Studies) vol.31 No.2, pp.157-166.

NEPAD (2003a) 'Objectives, Standards, Criteria and Indicators for the African Peer Review Mechanism ("The APRM"),' NEPAD/HSGIC-03-2003/APRM/Guideline/OSCI.

----- (2003b) 'African Peer Review Mechanism Organization and Processes,' NEPAD/HSGIC-03-2003/APRM/Guideline/O&P.

( 新聞、いずれもナイジェリアの日刊紙 )

*Daily Trust*

*This Day*

*The Punch*